

事故プール金規定

事故プール金は車両事故関連の積立金（企画参加者より 100 円 + の拠出）である。
バスハイキング・現地集合・公共交通機関使用の場合は、残金があれば拠出する。
2010 年度に、山岳事故プール金（年会費から捻出し 100 万円まで積み立てたもの）を組み入れた。

積立趣旨

- ・車両修理費の補填をする。
- ・個人の車両保険での修理を基本とし、車両保険の免責部分の補填をする。
- ・車両保険に加入していない場合の、車両修理費負担を軽くする。

用途

- ・山行企画に提供された車両を対象とする。
ただし、参加者の集合場所での車上荒らしなどは対応しない。
- ・移動中の事故、車上荒らしなどの物損に限り補填する。
エンジンなどの車両の不具合、交通違反の反則金は対応しない。
ただし、駐車違反に限り、同乗者全員の負担とする。
- ・車両保険に加入している場合は、運転者が車両提供者であるか運転交代要員であるかを問わず、免責額の全額を補填する。
- ・車両保険に加入していない場合は、運転者が車両提供者であるときは修理費の 4 分の 3 の額を補填し、運転交代要員であるときは修理費の全額を補填する。
- ・見舞金に対応しない。ただし、事故対応での現地往復交通費は一部負担する。
- ・以上を基本として、話し合いにより、補填金額を決定するものとする。
- ・山岳事故が発生したときに、山岳保険が支払われるまでの間、捜索・救援費用等の一時立替に使用することもできる。

対応窓口

会長

記録

- 当事者が顛末書を作成し、会長に提出する。
- THC が保管、今後の事故防止対策資料とする。

2006 年 4 月制定

2010 年 4 月改定

2011 年 4 月改定